

大阪地方最低賃金審議会総会

第339回本審議会議事録

1 日 時

令和2年9月7日（月）10時00分～10時30分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第1共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）

衣笠委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、中川委員

（使用者代表委員）

柴田委員、中野委員、平岡委員、丸山委員

（事務局）

木暮労働局長、友住労働基準部長、渡邊賃金課長、高原主任賃金指導官賃金指導官、服部賃金指導官、紫合賃金指導官、溝端最低賃金係長

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

(開会 10時00分)

高原主任賃金指導官

定刻となりましたので、ただいまから大阪府最低賃金審議会第339回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様にお願ひ申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員4名の14名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する飯島委員、立見委員、使用者を代表いたします古谷委員、吉田委員については、本日所用のため、御欠席でございます。

なお、9月1日付で大阪労働局長の異動がございました。局長の木暮から御挨拶を申し上げます。

木暮局長

9月1日付で大阪労働局長に着任いたしました木暮でございます。よろしくお願いいたします。

私は、大阪労働局の総務部長でもおりました、大阪労働局は2度目の勤務ということになります。しかしながら、大分情勢も変わっておりますので、いろいろ勉強させていただきながらやっていきたいと思っております。

本日は、最低賃金の異議に関する御審議ということでございますが、この夏、皆様方には暑い中、いろいろ御苦勞されて御審議をいただいたと聞いております。改めて私からも感謝を申し上げます。

私から、内容について、冒頭に申し上げることは控えますが、1点だけ、8月20日付で答申をいただいた中で、審議会から雇用調整助成金の特例措置の延長などについても求められておりました。9月30日までであった期限については12月末まで延びるということでございますので、その点については審議会の御要望に応えられたものと思っております。

いずれにいたしましても、なかなか厳しい状況が続きますが、よろしくお願いいたします。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。

高原主任賃金指導官

ありがとうございました。

では、審議に移らせていただきます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から御説明いたします。

本年8月20日、令和2年度大阪府最低賃金についての答申に関する異議申出に係る公示を行った

ところ、関係労働者から150件、大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長宛てに提出をされております。

それでは、提出された異議申出について御紹介いたします。

時間の関係上、全てを御紹介できませんので、主な事項について御紹介させていただきます。

資料の1、全大阪労働組合総連合からの異議申立書を御覧ください。主要事項といたしまして3点ございます。

1点目、最低賃金額は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額1万2,000円、月額24万円に引き上げること、とりわけ、時間額については早急に1,000円以上にする、2点目、全国一律最低賃金制度を確立すること、3点目、審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うことという内容でございます。

異議申出に至った主な理由としましては、大阪地方最低賃金審議会は8月20日、本年の大阪地方最低賃金額について「現行どおりとする」と答申を行いました。本年の中央最低賃金審議会は、最低賃金について、有額での答申を示さず、「引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要がある」と、殊さらに強調しました。このことは雇用を盾に、労働者に物を言わず痛みを押しつけるものであり、そもそも最低賃金は政府の政策決定であって、審議会は政策決定に係る議論をすべきところで、政府に対して、最低賃金を上げ、経営困難にならないために行う支援措置などの答申を行う必要があります。雇用を守ることと最低賃金引上げを二律背反に描き、政府の責任を棚上げにする姿勢も大問題であり、極めて遺憾です。この中央での審議会を改めて踏襲するような大阪地方最低賃金審議会の答申は、決して許されるものではありません。

昨年10月に消費税が引き上げられ、生活悪化が進みました。そもそも、最低賃金964円ではあまりにも低過ぎ、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができないばかりか、貧困と格差の是正、賃金底上げによる生活改善にはつながりません。大阪府の最低賃金は2012年以降2桁の引上げが行われ、2015年以降毎年段階的に引き上げられてきました。しかし、今年はコロナ禍を理由に引上げを行わない、「現行どおりとする」答申は、不安定雇用である非正規労働者などの生活に困窮する弱者を切り捨て、コロナ禍で奮闘するエッセンシャルワーカーに対しても水を差すものとなっています。これでは、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」にはつながらないことは明らかです。

経済にとっても最賃の引上げは重要です。不況だからと凍結・抑制するのではなく、中小企業への支援と併せ、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件と言えます。そして、地域間格差を解消することが、誰もがどこでも安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となります。特に地方・地域に集中する中小企業・零細企業を元気にすることなしに、地域経済の回復はあり得ません。

世界各国の最低賃金は、コロナ禍においても引上げが行われています。最低賃金の引上げによる家計の所得上昇は、GDPの6割を占める個人消費を喚起し、景気悪化を食い止める意味を持ちます。コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅な引上げが必要です。

日本国内でも、時間給1,011円と既に1,000円を超えている神奈川県が、1円ではありませんが引上げを決めていますし、この間に豪雨災害で大打撃を受けた熊本県が3円の引上げを行い、他県の引上げを牽引しています。中小企業の多い大阪で、なぜ率先した引上げができないのでしょうか。今年の審議会では、引上げを求める労働者委員の意見を切り捨て、「現行どおり」の答申を強行しま

した。

最低賃金の引上げが円滑に実施できるような具体的な支援策を拡充させ、最低賃金の引上げに向けた経営環境整備も行うべきです。

2010年の雇用戦略対話において、「できる限り早期に最低賃金800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政労使合意に基づき、既に2020年を迎えた今、その履行のための引上げが求められます。早急に時間給1,000円に近づけるべく再調査と審議を求めますと述べられております。

次に、資料2、大阪労連・大阪市地区協議会からの異議申立書を御覧ください。

異議申出に至った主な理由としまして、コロナ禍で奮闘するエッセンシャルワーカー、医療従事者、介護職員、保育士などには、最低賃金で働く労働者が多くいます。また、コロナ不況によって、多くの非正規労働者が雇い止め、正規職員でも雇用不安を抱える状況が広がっています。

非正規労働者は、全労働者の4割に及び、年収300万円未満で働く人は、全労働者の6割近くに達しています。コロナ禍だから最低賃金の引上げを凍結するのではなく、コロナ禍だからこそ最低賃金の引上げにより、地域経済を活性化させる必要があります。あわせて、中小零細企業への支援策も不可欠です。2009年のリーマンショックの際、欧米の各国は労働者の賃金を引き上げることでより内需の拡大を図ってきました。先進国の中で、唯一日本だけ賃金を抑制し、企業の利益のみを追求することにより、現在に至るまで深刻なデフレから抜け出せずにいます。

国民の消費購買力は賃金の引上げがあつてこそです。また、全労連が全国各地で行っている最低生計費調査では、全国どこでも時給1,500円から1,600円が必要との試算が出ていることから、再審議を行うべきであると考え、異議申出を行いますと述べられております。

そのほか、資料3としまして、大阪地方最低賃金の改正決定に係る異議申出書に寄せられましたメッセージを抜粋して掲載しております。

以上、異議の申出がございましたので、ただいまから、これらの異議申出の取扱いについて、諮問を行います。

会長、局長、中央へお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交する。)

渡邊賃金課長

それでは、ただいまから諮問文の写しを配付させていただきます。

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配付する。)

服部賃金指導官

それでは事務局から、ただいまお配りしました諮問文の写しを読み上げさせていただきます。

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 木暮康二

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申立てについて
(諮問)

本年8月20日付で答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

服部会長

ただいま異議申出の取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかのご意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

黒田委員

黒田でございます。

8月20日総会のところで審議をいただき、答申案について確認をされました。労働側としましては、特に改定なしとなったことについて、極めて遺憾だということを申し上げたんですが、しかしながら、20日の時点で、最終的に総会で審議され決定されたということについては、本審委員の一人としては尊重すべきだというふうには考えております。

ただ、今いただいた異議申立てについてでありますけれども、内容について一つずつ触れるということは避けませんが、やはり労働者の声だというふうなことを踏まえて、その辺についても重々御理解もいただいて今後につなげていただきたいと思いますというふうに思っているところでございます。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

今、御説明いただいた異議申出書を確認させていただきまして、ここに書かれている御意見につきましては、審議の中においても労働側の委員の方々から御指摘いただいて、それも含めて慎重に、時間をかけて審議をさせていただいたと思っております。その結果が8月20日の答申であり、附帯事項に記載されていることだと思しますので、答申につきましてはこのとおりと考えております。

来年度以降の審議につきまして、本答申の附帯事項に書かれているところもきちんと踏まえて審議に臨みたいと思っております。

服部会長

ありがとうございます。

次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

水島委員

水島でございます。

先ほど事務局から異議申出書の内容について説明がありましたとおり、労働者側から再調査と審議

を求めるとの申出をいただいております。

今年の審議会では、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、実地視察等の結果を十分に踏まえ、例年よりも回数を重ねて調査審議を行いました。また、異議申出書で、新型コロナウイルス感染拡大の中、感染のリスクが高いエッセンシャルワーカーの置かれている状況や非正規労働者の状況について言及いただいておりますが、審議会においてもこれらの状況を踏まえて審議を行っております。例年以上に大変難しい判断であり、慎重に審議を進めてまいりました。

その結果、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大による現下の大阪府における経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者並びにインバウンド関連事業者等が置かれている極めて厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さなどを踏まえて、「大阪府最低賃金については、現行どおりとする」との答申を行いました。

答申に当たりましては、「賃金引上げが可能な企業については、消費の拡大、経済の好循環、非正規雇用労働者の処遇改善に寄与することから、賃上げを前向きに検討することが望ましい」との審議会委員の意見を入れさせていただきました。

あわせて、来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を注視しつつも、最低賃金は、経済を支える上でも地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることから、最低賃金の引上げを目指すことが社会的にも求められていることを踏まえ、議論を行うということを確認いたしました。

したがいまして、御提出のありました異議申出の内容、ただいまの労働者側委員、使用者側のご意見も踏まえ、本年8月20日付けm、の答申どおり決定することが適当であると考えます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま労働者代表委員、使用者代表委員並びに水島会長代理から公益として、本年8月20日付け答申どおり決定することが適当である旨のご意見が出されました。これについて、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

それでは、皆様より異議がないということで、先日の答申どおりという意見で進めさせていただきます。

それでは、事務局は答申文(案)を御準備お願いいたします。

準備ができるまで、しばらくお待ちください。

渡邊賃金課長

それでは、準備してまいります。

渡邊賃金課長

そうしましたら、ただいまから答申文（案）をお配りいたします。

（事務局は、答申文（案）を各委員に配付）

服部指導官

それでは、お手元にお配りしました答申文（案）を読み上げさせていただきます。

大阪労働局長 木暮康二殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子

大阪府最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、本年9月7日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月20日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

本年8月20日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

服部会長

ただいま事務局で読み上げていただきました内容で御異議ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

（ 異 議 な し ）

服部会長

ありがとうございます。

それでは、局長に答申を行います。

（会長から答申文を局長に手交）

服部会長

続きまして、議事（2）その他に入ります。

その他、事務局から何かございますか。

高原主任賃金指導官

今後の日程について御説明いたします。

ただいま御審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、本日、改めて「現行どおりとする」旨の答申をいただきましたので、大阪府最低賃金は、令和元年10月1日に発効しました964円のまま据置きとなります。

また、現在、特定最低賃金7業種の審議に入っております。10月上旬をめどに、改正決定の必要

性及び金額について専門部会で審議が行われる予定となっております。

専門部会において、全会一致で議決された場合は、7月8日の第335回総会で御承認いただきました「専門部会の審議に関する了解事項」のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会開催は省略となります。

一方、全会一致で議決に至らない場合は、同じく「専門部会の審議に関する了解事項」のとおり、審議会へ報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となります。

総会の開催が必要となった場合には、委員へ開催通知を御案内させていただきます。

以上でございます。

服部会長

ただいまの事務局の説明について、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、御質問がございませんので、そのほか、何かございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、何かございませんか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいでしょうか。

(な し)

服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして閉会といたします。

皆様、ありがとうございました。

(閉会 10時30分)